

Vivid You & I

2010年10月
Vol.27

めざせ!イクメン

仕事のこと、生活のこと…バランスを考えてみよう



主な内容

■特集 めざせ！イクメン	2~3
■育児・介護休業法改正のあらまし	4
■みなさんもバランスをチェックしてみましょう！	5
■2010いこま女と男You&Iフェスタ報告	6
■2010年度男女共同参画プラザ事業	7
■男女共同参画プラザのインフォメーション	8

「Vivid」はあざやかな、生き生きとした、活発な、はつらつとしたという意味の英語です。「You & I」は本市の男女共同参画行動計画にも用いたとおり、女性と男性のパートナーシッ

プを意味する言葉です。「女性も男性もいきいきと生きることができる」という、男女共同参画社会の理念を明確に表わす言葉として、愛称に定めました。

特集 めざせ!イクメン



最近、よく「イクメン」という言葉を聞きませんか?

「イクメン」とは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のことです。

男性も子育てしやすい社会の実現に向けて、育児・介護休業法（2010年6月30日施行）（4ページ参照）が改正されました。厚生労働省は、男性が育児をもっと積極的にすることや育児休業を取得することができるよう社会の気運を高めるために、「イクメンプロジェクト」をスタートさせました。イクメンがもっと多くなれば、女性の生き方や子どもたちの可能性、家族の在り方が変わっていき、社会全体ももっと豊かに成長していくはずです。

先輩イクメンからのメッセージ

パパの育児はいいことばかり!!

ファザーリングジャパン関西 理事 井岡さん

育児は楽しいことばかりです。

楽しいパパ友が増える、楽しい地域のイベントがある、家に帰るのが楽しくなる、買い物が楽しくなる、子ども時代の楽しみがもう一度味わえる、ママ（妻）との会話が楽しい。そして子育て自体が楽しい。

全部、自分が主体的に子育てをしないと味わえない楽しみです。

パパが仕事で得た経験、スキルは子育てにプラスになり、子育てで得た経験は仕事の視野を広げてくれます。

ファザーリングジャパン関西 <http://fjkansai.jp/>



井岡さん



自分にとって心地いい働き方が周りのみんなにも心地よく響くといいね。ひとりひとりが、仕事も、人生も、めいっぱいいたのしめるそんな会社や社会になるといいね。たとえば「会議はみんなで1時間と決めてみる」とか「朝、To Doリストを作つてみる」とか…働き方を変えることでプライベートをたのしむ時間をつくり出す。社長も、ベテランも、新人も、サラリーマンも、ワーキングマザーも…「**仕事を生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**」の実現に向けて、仕事のやり方を何かひとつ、今日から変えてみませんか？

（カエル!ジャパンのホームページ）<http://www8.cao.go.jp/wlb/>
内閣府 仕事を生活の調和推進室より

問：これは何の数字でしょう？

1.23% (2008 年度)



10% (2017 年度)



13% (2020 年度)

第3次男女共同参画基本計画策定に向けて

内閣府は、今後「男性、子どもにとっての男女共同参画や地域における男女共同参画を進める」としており、その具体的取組の一つとして、「男性が育児・介護休業等の両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備」が挙げられています。

この機会に「ワーク・ライフ・バランス」について考えてみませんか？

問の答：男性の育児休業取得率の数値目標です。

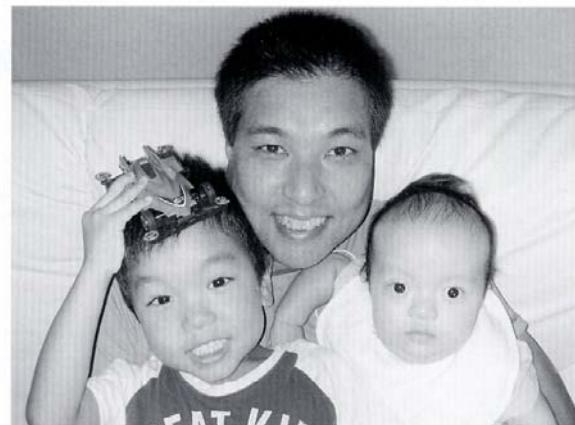
とりました!育児休業

生駒市役所の男性職員育児休業取得第1号、知浦さん。

とったきっかけ!

長男の出産時に大変苦労したことから決心しました。妻が長男を出産した後、約1週間は、何度も病院へ通い、家事をし、仕事もほとんど休むことができませんでしたので、心身共にとても疲れました。

あとになって、私は夫で父親なのに、一番大変なその1ヶ月間、仕事が忙しく、ほとんど面倒を見ることができなかったことを振り返り、後悔し、次の子どもの出産後は、育児休業をとって、妻の介護と長男の世話を集中することに決めました。



知浦さん

とった感想

新鮮で充実した毎日でした。

また、議会事務局職員のみなさんと議長を始め、議員のみなさんの理解と協力があって、忙しい6月に29日間もの育児休業を取得できたことにとても感謝しています。

休業中は、午前中に、洗濯、長男の弁当の用意、幼稚園への送り、食材などの買い物、妻の介護。午後は、幼稚園への迎え、長男との遊びや昼寝、掃除、2回目の洗濯などに加え、朝食・昼食・夕食の準備と片付けや次男の沐浴、オムツ替え、着替えをしました。多忙で一日が短く、家事と育児を一人でこなすことの大変さが実感でき、とても新鮮でした。

職場での仕事の段取りは仲間と一緒に仕事の分担を考えますが、家の家事は、すべて自分一人の担当と責任でこなさなければなりませんので、うまくいった時は、職場では味わえない充実感がありました。特に、幼稚園の夏祭りの手伝いや保育参加において、長男や友達との遊びや学びを通じてのふれあいは、良い経験でした。

新たに4、5歳の友達がたくさんできたことが一つの成果でした。



自分が希望する バランスのとれた 生き方が大切



周りの反応

育児休業は無給だということを知らない人が多かったように思います。「3ヶ月や半年休めばいいんじゃないの」と言ってくれる人もいましたが、共働きではないので何ヶ月も仕事を休むと、無給では生活できません。

他にも「男性も育児休業を取る時代かぁ」と感心されたり、いろいろな意見がありました。

短期でしたが、目に見えない周囲の支えがあって、また、目に見えない家族からの感謝の気持ちが1つのモチベーションとなり、何とか父親としての育児と介護ができたと自負しています。そして、この自信が、今後、仕事と育児との両立の基礎になると思います。

3人目の子どもが生まれたら、また育児休業を取りたいし、ほかのお父さんたちにも育児休業を勧めていきたいと思います。さらに、息子達が働くころ、この体験談を伝えたいと思います。

育児休業最後の日、出産から約40日を振り返り、妻は息をつまらせ、涙を抑えながら、「ありがとう」と感謝してくれたことがとても心に残りました。

育児・介護休業法改正のあらまし

改正ポイント

1

子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働(残業)の免除の義務化 改正後

- ◇3歳までの子を養育する労働者が希望すれば、利用できる短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることが事業主の義務になります。
- ◇3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます。

改正前

- ◇3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度・所定外労働（残業）免除制度などから1つ選択して制度を設けることが事業主の義務

改正ポイント

2

子の看護休暇制度の拡充

改正後

- ◇休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

改正前

- ◇病気・けがをした小学校就学前の子の看護のための休暇を労働者1人あたり年5日取得可能

改正ポイント

3

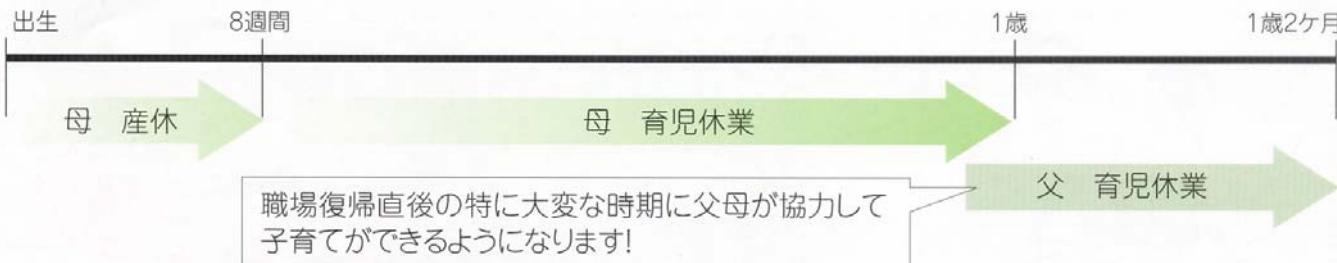
父親の育児休業の取得促進

(1)パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)

改正後

- ◇母（父）だけでなく父（母）も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2ヶ月に達するまで（2ヶ月分は父（母）のプラス分）に延長されます。

取得例



改正前

- ◇父も母も、子が1歳に達するまでの1年間育児休業を取得可能

(2)出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

改正後

- ◇配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

改正前

- ◇育児休業を取得した場合、配偶者の死亡等の特別な事情がない限り、再度の取得は不可能

※条件によっては適用が猶予される項目もあります。

※内容等、詳しくは、奈良労働局雇用均等室 ☎0742-32-0210までお問い合わせください。

みなさんもバランスをチェックしてみましょう！

家事の役割分担チェックシート							家事の役割分担チェックシート						
家事の内容		あなた	夫・妻	子ども			家事の内容		あなた	夫・妻	子ども		
食事	献立	メニューを考える					買い物	日用生活品などの買い物					
	食材	買い物に行く					ゴミ	集める・分別する					
	準備と料理	下ごしらえ(洗う・切る)					ふとん	ゴミ出しをする					
	料理する	料理する					衣服	敷く					
	配膳(食器などの準備)	配膳(食器などの準備)						上げる(片付ける)					
	運ぶ	運ぶ											
	片付け	洗う・拭く											
掃除	片付ける	片付ける											
	その他	お弁当などを作る											
		食材を管理する											
		リビング等の部屋の掃除											
		各部屋の掃除											
		風呂の掃除											
		トイレの掃除											
家の外		流し台の掃除											
		洗面所の掃除											
		階段・廊下の掃除											
		玄関の掃除											
		窓ふき											
		庭掃除											
		草むしり											
洗濯	その他、外の掃除	その他、外の掃除											
	家で	手洗いをする											
		洗濯機で洗う											
		干す											
		取り込む											
		たたむ											
		片付ける											
外で		アイロンがけをする											
		クリーニング店に出す											
		クリーニング店から引き取る											

※ 空欄には、項目にない家事で、あなたの家で日常的に行われていることを記入して使ってください。

バランスチェックの結果はどうでしたか?仕事だけでなく育児や家事にももっと関わりたい。また、その逆に家のことだけでなく仕事もしたいと考えているあなた。それぞれのバランスを取る為にどうしたらいいか、仕事や家の内容を見直し、会社内や家族で話し合ってみませんか?

☆ワーク・ライフ・バランス 取り組み紹介

生駒市高山町にある奈良先端科学技術大学院大学の男女共同参画室では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて「理系研究者ロールモデル集」を発行するなど、様々な取組を実施されています。



2010いこま女と男You&Iフェスタ報告

男女共同参画週間（6／23～6／29）関連事業として実施しています「いこま女と男 You&Iフェスタ」、今回は、「差別をなくす市民集会」と合同で7月10日(土)に中央公民館サンホールで開催しました。

『女性の品格』の著者で、元内閣府男女共同参画局長、昭和女子大学学長の坂東眞理子さんを講師としてお招きし、「今だから求められる女性と男性の品格のある生き方」というテーマで講演をしていただきました。

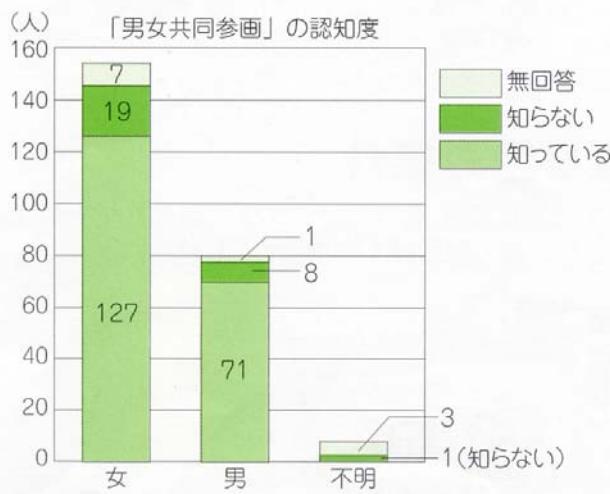


参加者アンケート集計

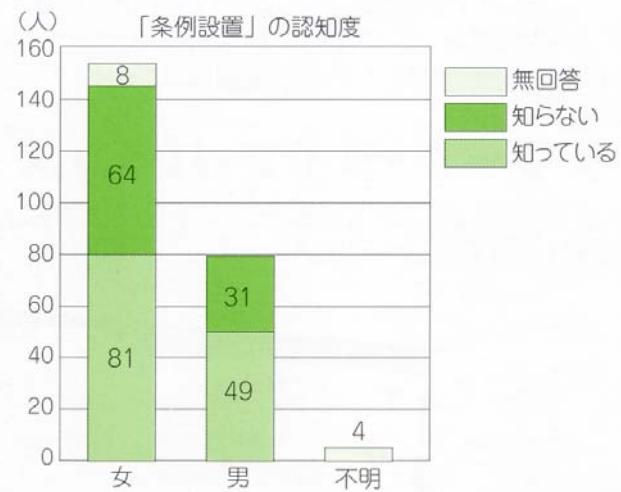
参加者の感想

- ☆坂東眞理子さんの著書を数年前に読んだことがあり、感銘を受けました。今日は実際にそのお声が聴けて良かったです。
- ☆自分自身のことについて考えさせられました。
- ☆今の「当たり前」に感謝することを改めて気付かせてもらいました。それから、品格について、子どもに対してどう接するかということを考えさせられた機会になりました。
- ☆これからの希望をもらいました。
- ☆参考にしたい事が多かったです。

問 「男女共同参画」ということはを知っていますか？



問 「生駒市男女共同参画推進条例」があることを知っていますか？



今年度は、会場が中央公民館サンホールだったこともあり、約700名という多くの方に来場いただき、アンケートには237名の方にお答えいただきました。(回収率33.9%)

「男女共同参画」という“ことば”的周知はある程度できているものの、「生駒市男女共同参画推進条例」があることを知っていると答えたのは半数ほど。施策の周知をさらに進める必要があることが分かりました。

2010年度 男女共同参画プラザ事業

自分を好きになる人間関係セミナー

よりよい人間関係、コミュニケーションをめざして、自分を知り、自分や相手をありのままに認めしていくことを学ぶ講座

- 6月3日～7月8日 全6回9:30～11:30
- 生駒市コミュニティセンター 402・403
- 講師：平松 みどりさん（心理カウンセラー）
- 参加延べ人数 308名



参加者の感想

- ☆普段あまり、しゃべらない方が、一生懸命お話をされているのを聞いて、何だか自分も、普段あまりしていない事をしなければという思いになり、励みになりました。
- ☆自分を見つめなおすきっかけになった。
- ☆これから的人生に希望が持てた。



生駒のイクメン、イクメン予備軍!?

父子(おやこ)でハッピークッキング

料理を通して、親子や家族のかかわりを見直す講座

- 7月17日、18日 9:30～12:30
- 南コミュニティセンターせせらぎ調理室
- 講師：榎原 和子さん（栄養士）
- 参加延べ人数 大人22名 子ども25名

参加者の感想

大人

- ☆料理を作る母親の大変さが、子どもにも理解できたと思います。
- ☆子どもと一緒に料理を作る機会をもてて、貴重な経験となりました。今後、家でも一緒にやってみたいと思います。

子ども

- ☆楽しかったです。特に楽しかったのはまきずしをまくところです。皿あらいが、たいへんでしたがその仕事もすごく楽しかったです。

お知らせ!!

2ページで特集しました「イクメン」をめざすパパたちのための講座を開催します。

- 日 時 平成22年12月11日(土)、18日(土) 9:30～11:30
- 場 所 南コミュニティセンター せせらぎ
- 募集期間 平成22年12月2日(木)まで

♥みなさんのご応募お待ちしています。(詳しくは広報誌(11月15日号)かホームページをご覧ください。)

男女共同参画プラザのインフォメーション

女性のための相談

相談専用ダイヤル 0743-73-0556

女性が抱えている悩み(夫婦、家族、対人関係等)の相談に応じ、自分らしい選択、決定をしていけるように支援しています。

相談無料・秘密厳守・市民対象

一般相談(電話・面接)

火～土曜日の午前9時～午後4時 ※面接相談は、要予約

法律相談(面接・一人30分間・要予約)

毎月第3水曜日の午後1時～午後4時 ※予約は1週間前から

平成22年11月12日～11月25日は女性に対する暴力をなくす運動

出張講座

○学校や事業所・自治会等で男女共同参画に係る講座等を企画される場合に講師の派遣をします。

詳しくは男女共同参画プラザにお問合せください。

男女共同参画プラザ利用案内

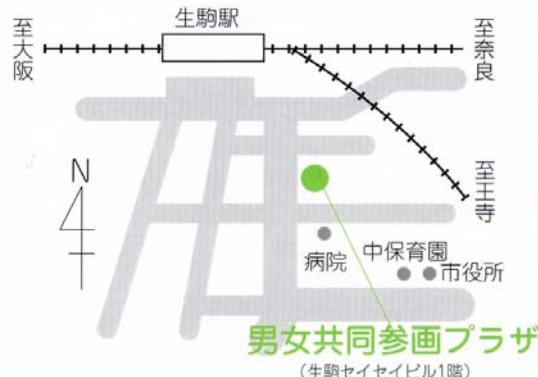
開館時間

午前8時30分～午後5時15分

休館日

月曜日及び年末年始(12月27日～1月5日)

男女共同参画プラザ



感想や体験談をお寄せください!

印象に残ったページとその感想や今後扱ってほしいテーマなどを郵便、ファックスで、男女共同参画プラザまでお送りください。また、我が家の男女共同参画体験談(家事・育児の分担等)もお送りください。(お寄せいただいた感想、体験談等は記事に採用させていただく事がございます。)

生駒市男女共同参画情報誌 第27号 2010年(平成22年)10月発行

編集・発行 生駒市男女共同参画プラザ
〒630-0257 生駒市元町1丁目6番12号生駒セイセイビル1階
TEL0743-75-0237 FAX0743-73-0555